

令和4年度

第2回さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク

資 料

令和4年11月

さいたま市

目 次

1 市長部局の取組について

令和4年度青少年育成事業の取組（青少年育成課）・・・・・・・・・・	1
子ども家庭総合支援拠点 新規相談受付件数について（子ども家庭支援課） ・・・・・・・・・・	2
児童いじめ相談受付件数（児童相談所）・・・・・・・・・・	3

2 教育委員会の取組について

さいたま市におけるいじめの現状（指導2課）・・・・・・・・・・	4
令和4年度「いじめ防止シンポジウム」（指導2課）・・・・・・・・・・	5
いじめ相談件数（相談先別）の推移について（総合教育相談室）・・・	11
「不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）」状況報告・・・・・・・・	12

3 参考資料

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則・・・・・・・・・・	14
さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱・・・・・・・・	15

1 市長部局の取組

青少年育成課資料

青少年育成事業の取組(令和4年7月～令和5年3月)

月	日(曜)	内 容	会 場 等
7	14(木)	青少年育成さいたま市民会議設立20周年記念 青少年健全育成研修会 「青少年健全育成のための私たちの取組」 ・さいたま市よい本を読む運動推進員会 ・大宮警察署少年非行防止ボランティア連絡会	産業文化センター ホール
	25(月)	令和4年度第1回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク	与野本町コミュニティセンター
7～8月		夏季巡回活動	各地区で実施
8	24(水)	いじめ防止シンポジウム運営補助	レイボックホール 大ホール
11	青少年健全育成非行防止キャンペーン		各地区で開催
	11(金)	令和4年度第2回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク	さいたま市立教育研究所
	13(日)	レッツジョイン・クリーン活動	西区、北区、大宮区、見沼区
12	4(日)	青少年育成さいたま市民会議設立20周年記念 令和4年度 青少年の主張大会	産業文化センター ホール
	10(土)	十日市青少年育成巡回活動	大宮氷川神社参道周辺
	12(月)	十二日まち青少年育成巡回活動	調神社周辺
	下旬	年末巡回活動	各地区で実施
1	9(月)	二十歳の集い	さいたまスーパーアリーナ
2	25(土)	青少年育成さいたま市民会議設立20周年記念 第21回青少年育成推進大会	産業文化センター ホール

○毎月第3金曜日「少年を非行から守る日」などに、各地区において青少年育成巡回活動を実施

○大宮駅周辺環境浄化パトロール 7月、8月、9月、11月、12月、1月、3月の第3金曜日

※7月、8月、9月は天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により中止

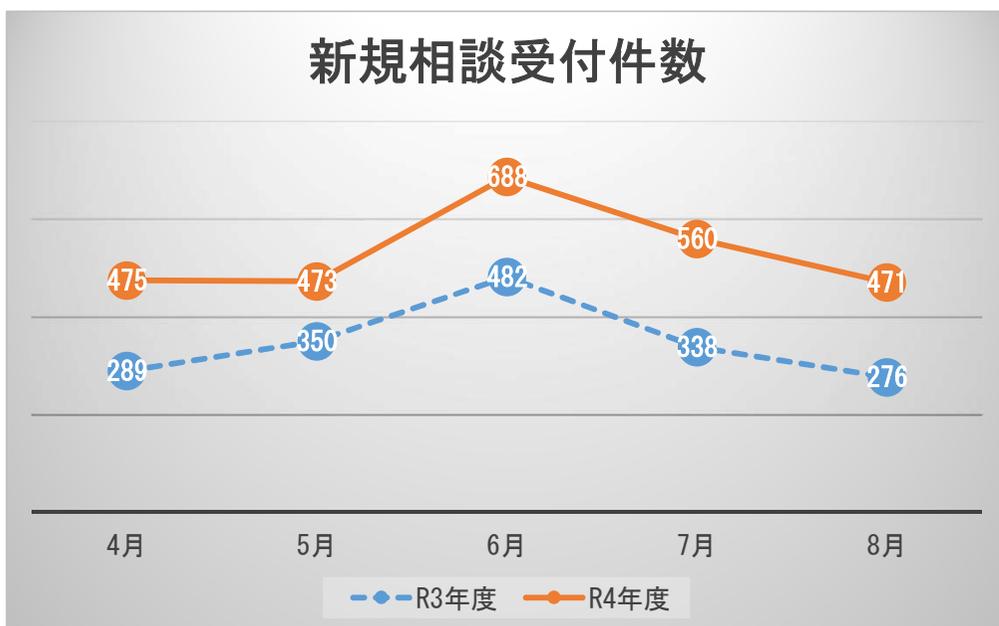
○いじめ防止のための啓発品の作成、配布

子ども家庭総合支援拠点 新規相談受付件数について

	4月	5月	6月	7月	8月
R3年度	289	350	482	338	276
R4年度	475	473	688	560	471

令和4年4月に、子ども家庭総合支援拠点を設置し、8月末までの5か月間で受け付けた新規相談件数は、2,667件であり、前年度（1,735件）と比較し、**1.5倍以上増加**

新規相談受付件数



増加した要因

- 支援拠点の設置により増員がなされ、相談受付体制が強化
- 保育園や学校へのアウトリーチの実施により、これまで以上に能動的な支援を実施

増加による効果

地域の実情をこれまで以上に広く把握することで、**虐待の予防、未然防止、早期対応**に寄与

児童いじめ相談受付件数

○令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(件)

総件数	相談内容					いじめ相談の対応				
	いじめ	虐待	一般相談	他市	無言・いたずら	教育相談室を紹介	児童相談所を紹介	他機関を紹介	助言	その他
36	27	0	7	1	1	2	1	2	20	2

※「その他」の2件では、学校に共有の1件と先方から切電の1件をカウント。

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
5	1	1	28	0	1

※「不明」は無言電話1件をカウント。

○令和4年4月1日から9月30日まで

(件)

総件数	相談内容					いじめ相談の対応			
	いじめ	虐待	一般相談	他市	無言・いたずら	教育相談室を紹介	他機関を紹介	助言	その他
14	9	0	5	0	0	0	0	6	3

※「その他」の3件では、学校に報告の1件と先方から切電の2件をカウント。

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
6	0	0	7	0	1

※「不明」は先方から切電の1件をカウント。

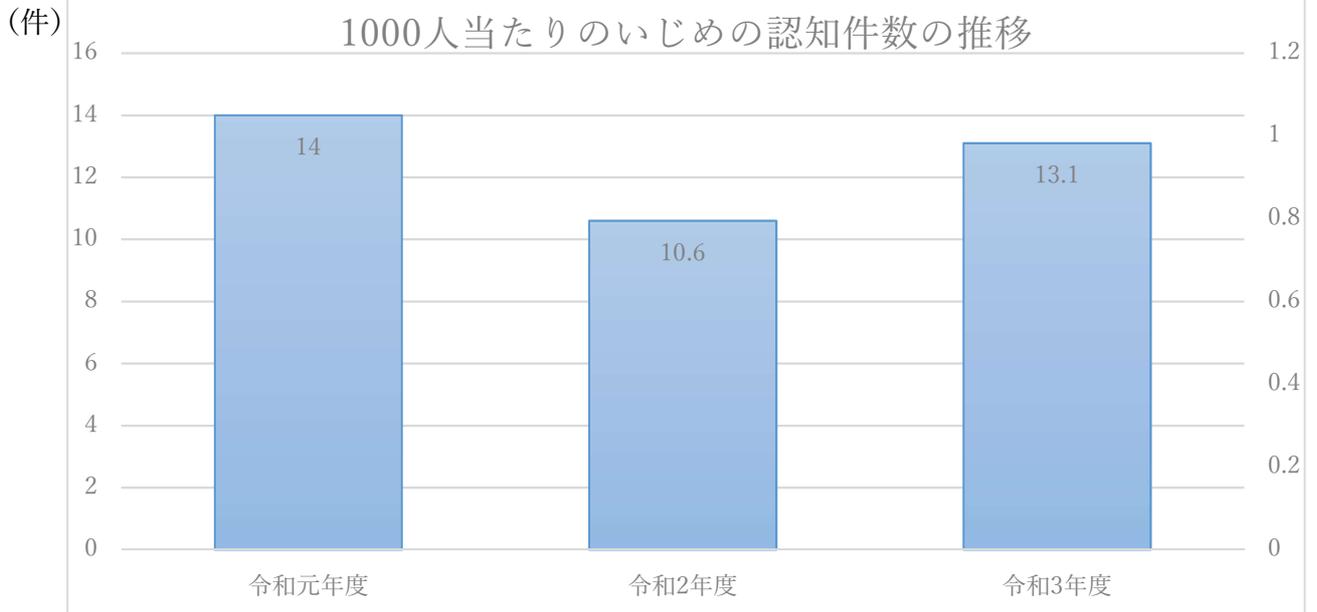
【児童相談所によるいじめ電話相談】

- ・平日 9:00 ～ 18:00
- ・電話 048-762-7926(児童相談所内)

さいたま市におけるいじめの現状

1 令和元年度からのいじめの認知件数の推移 上段:件 下段:1000人当たりの発生件数(件) (公立小・中・中等教育・高等学校・特別支援学校)

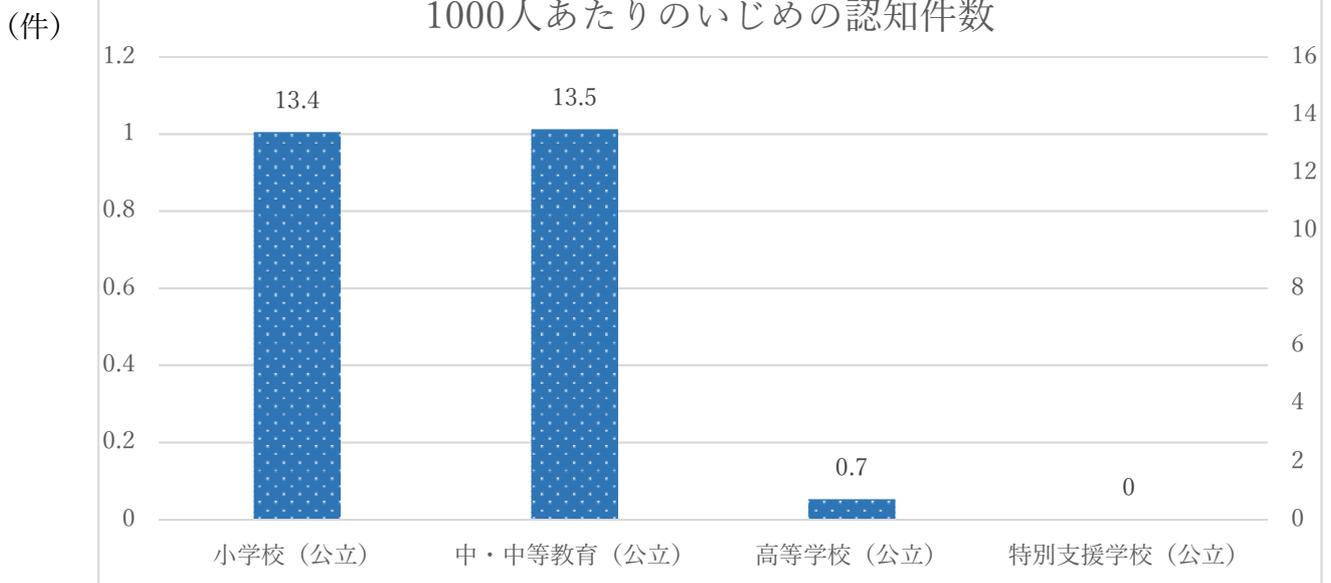
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
さいたま市	1 4 3 3	1 0 9 0	1 3 5 0
	1 4 . 0	1 0 . 6	1 3 . 1



2 いじめの認知件数 上段:件 下段:1000人当たりの発生件数(件)

※さいたま市の数値は独自調査による。

	小学校(公立)	中・中等教育(公立)	高等学校(公立)	特別支援学校(公立)
さいたま市	9 1 9	4 2 9	2	0
	1 3 . 4	1 3 . 5	0 . 7	—





令和4年度

「いじめ防止シンポジウム」

わたしたちのノー！
 一、わたしたちは、暴力やいじりな
 ど、人の嫌がることをしません。
 一、わたしたちは、SOSを見て見
 ぬふりをしません。
 わたしたちのイエス！
 一、わたしたちは、「うれしいこと」を
 相手にします。
 一、わたしたちは、大人、先生、友
 だちに相談します。

平成26年度「さいたま市子ども会議」採択

さいたま市PTA協議会
いじめ防止スローガン
みんなで子育てよく見て、よく聞き、よく話そう！
 見逃しません、子どもの小さな変化
 ためらいません、子どもとの対話
 連携します、家庭・学校・地域

平成27年度「いじめ防止シンポジウム」発表

青少年育成さいたま市民会議
いじめ防止のための五ヶ条
 一 地域の子どもたちが心身ともに健全に過ごせる環境づくりを目指します
 一 地域であいさつの輪を広げ、子どもたちに進んで声をかけます
 一 地域住民同士がつながりを深める行事や活動を通して、子どもたちの社会性をはぐくみます
 一 いじめは絶対に許されないという意識をもち、地域全体の目で子どもたちを温かく見守ります
 一 子どもたちの健全育成に向けた啓発活動を積極的にを行い、地域で子どもたちを守ります

平成28年度「いじめ防止シンポジウム」発表



令和2年度「いじめ防止 WEB シンポジウム」



令和4年度「いじめ防止シンポジウム」の様子

れい わ ねん ど ほう し
令和4年度 「いじめ防止シンポジウム」

しゅ し
【趣旨】

しな いし ょう ちゅう こうとう ちゅうとうきょうい く とくべつし えんがっこう じどうせいとだいひょう
 市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒代表、
 だいがくせい きょうしよくいん ほごしゃ ちいきだんたい かんけいぎょうせいきかん いちどう かい
 大学生、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関が一堂に会
 し、市を挙げて、いじめの防止に向けた取組やさいたま市子ども会議
 はなしあ ないよう お みのが かんきょう
 の話し合いの内容をもとに、いじめを起こさせない、見逃さない環境
 づくりについて考えます。



【プログラム】

しゅ さい 主 催	さいたま市、さいたま市教育委員会
こう えん 後 援	さいたま市PTA協議会、青少年育成さいたま市民会議
にち じ 日 時	れい わ がつ にち 令和4年8月24日（水）14：00～16：30
かい じょう 会 場	RaiBoCHall（レイボックホール） 大ホール
しゅっせきしゃ 出席者	しな いし ょう ちゅう こうとう ちゅうとうきょうい く とくべつし えんがっこう じどうせいとだいひょう だいがくせい ほごしゃ きょうしよくいん ちいきだんたい かんけいぎょうせいきかん だいひょうしゃ 大学生、保護者、教職員、地域団体、関係行政機関の代表者

プログラムの紹介

＜総合司会・進行＞ さいたま市立浦和高等学校 代表生徒 3名

開会行事

さいたま市立ひまわり特別支援学校の代表生徒による
開会宣言



1 はじめに 「いじめ防止シンポジウム」について考える

総合司会・進行を務めるさいたま市立浦和高等学校の
代表生徒が、「いじめ防止シンポジウム」の開催意義や
歴史について説明を行いました。



2 いじめの防止に向けた取組の報告・発表

児童生徒が主体となっている、いじめの防止に向けた実践的な取組に
ついて報告・発表しました。

○令和3年度全国いじめ問題子供サミット参加報告

さいたま市立植竹中学校



○令和4年度さいたま市子ども会議の報告

「さいたま市10万人の子どもたちが

自分事としていじめを考える」



3 講演・会談

○弁護士による講演「いじめを正しく理解する」

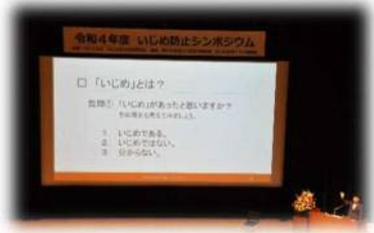
様々な様態で存在している「いじめ」

について、児童生徒だけではなく、

保護者、地域の方々も一緒に、

正しく理解することが大切です。

そのことについて、弁護士の先生から、御講話をいただきました。



○教育長、弁護士、代表児童生徒による会談

「いじめをなくすために—今わたしたちにできること—」

さいたま市10万人の子どもたちが、

いじめを自分事として捉え、いじめを

なくしていくために、「今何ができるのか」

「何が大切なのか」について、話し合いました。



4 おわりに

フィナーレ ～さいたま市PTA協議会・青少年育成さいたま市民会議からのメッセージ～

さいたま市PTA協議会、青少年育成さいたま市民会議から、

いじめの防止に向けたメッセージを送りました。

市を挙げて、いじめを起こさせない、見逃さない

環境づくりを前進させます。

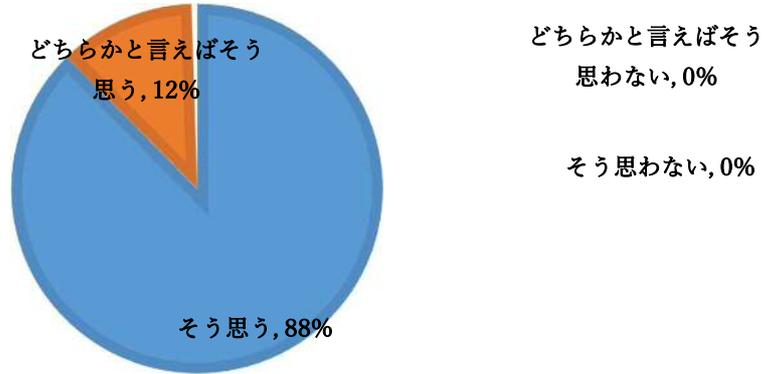


へいかいぎょうじ
閉会行事

令和4年度 「いじめ防止シンポジウム」 アンケートまとめ

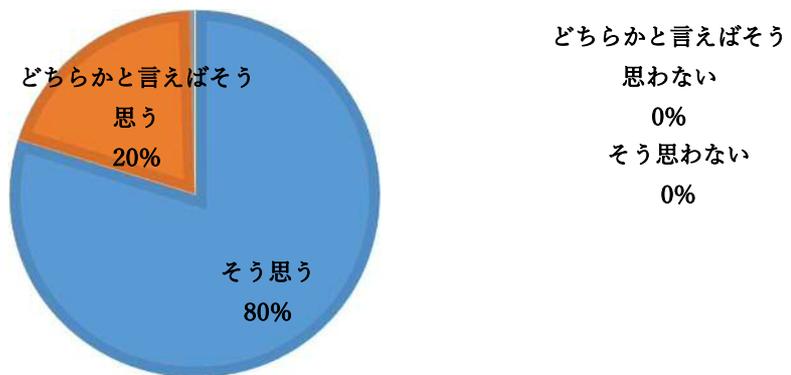
いじめ防止シンポジウムに参加することで、いじめの問題について考えるよい機会となった。

■ そう思う ■ どちらかと言えばそう思う ■ どちらかと言えばそう思わない ■ そう思わない



いじめ防止シンポジウムに参加する前よりも、いじめ防止にむけて取り組んでいこうという気持ちが高まった。

■ そう思う ■ どちらかと言えばそう思う ■ どちらかと言えばそう思わない ■ そう思わない



【シンポジウムの参加者からのアンケート(一部抜粋)】

【児童生徒】

- ・いじめについて考える良い機会になりました。まず自分の学校で相手を傷つけさせないことを目指していきたいです。いじめをされた人(心や体が傷ついた人)の気持ちが今日で更に凄く分かりました。今日、自分がリモートで参加できた事をとても快く思っています。いじめをされている人を見かけたら、知っている人や歳に関わらず、今日を思い出して、いじめを止められるような人になっていけるように努力したいし、学校が僕のこれからの発表で少しでも変わってくれば良いと思いました。今日は本当に有難うございました。
- ・いじめについて深く知ることができました。いじめの定義というものを知って、これから気を付けよう、周りに定義を知ってもらうために広げようという気持ちが高まりました。
- ・いじめ防止シンポジウムに参加したことで、自分の見えていなかったいじめに対する「目」をかえることができ、そのうえで自分の知識の無さを改めて痛感しました。

- ・様々ないじめに対する対策、考えを知れる良いきかいだったので、今回のシンポジウムの内容を学校のみんなや、家族などと共有していじめをなくしていくきっかけにしていきたいと思います。
- ・学校で取り組んでいること以上にやるのがたくさんあったり多くの意見で、あらためていじめのことについて考える機会となったのでいいシンポジウムでした。この経験をいかしてまずは自分の学校にいじめの定義について広めたいと思いました。

【教職員】

- ・実際に子どもたちが司会をして、自分たちの経験をふまえて話し合いに参加するという場がよかったと思います。また、オンラインで子どもたちと参加をすることで実際に共感していたり、よく考えている姿が見られ、改めて考える機会になったと思います。自校でも何ができるか今後一緒に考えていきたいと思います。しかし、期間が夏休み中だった為、参加できない児童にとっては悲しかったようです。
- ・誰もがより安心して、明るく、前向きに過ごすことができるよう、信頼関係を築くことが大切だと改めて思いました。開会宣言、司会進行、パネルディスカッションなど、代表の皆さんが、自分の考えをもち、表現されていて、素晴らしいと感じました。
- ・オンラインで参加させていただきました。高校生・中学生・小学生が主体となって発表する場が多く、いじめを自分事としてとらえる機会としてよいものだと感じました。弁護士の方の講演では、保護者・地域の方々に向けての内容で、簡単で分かりやすく、さいたま市の地域全体でいじめについて考えられたと思います。
- ・いじめを自分ごととして考えるために、まずは定義を知ること。そして、相手が傷ついているか、相手を傷つけていないかを考えた上で関わるのが、最初の一步なのかなと思った。今回の学びを生徒だけではなく教職員にも伝え、学校全体でいじめ防止に取り組んでいきたい。

【保護者】

- ・オンラインにて参加させて頂きありがとうございました。感染対策しつつ、気軽に参加しやすく良かったです。小中高学校、教育長、弁護士、みんなでの意見交換は、家庭でも話していきたい内容でいじめについて考えていきたいと思います。ありがとうございました。
- ・法的な視点で、またいじめの定義そのものが明確になり、とても勉強になりました。普段、何気なく発した言葉や行動で、相手を傷つけていることがあるかもしれません。これは子どもたちだけのことでなく、私たち大人にも通じることだと思います。自分も相手も共に尊い存在であることを、親として子どもに伝え、自ら実践していきたいです。
- ・学校が、いじめのない、安心して楽しく過ごせる場であってくださることを願っています。子供達一人一人がいじめ防止の意識をしっかりと持てるよう、これまで以上に家庭でも話題にしたいと思います。
- ・パネラーの子供達から、実体験に基づいた意見が聞けたことで、いじめという事象に対して具体的にどう動けば良いのか本気で考えていかなければならないと強く感じました。

【地域】

- ・いじめ防止に向けた、取組や報告…本当に皆なが思いを一つに考えて、行動している事は素晴らしいと思いました。時田弁護士の講演はとてもわかりやすく、理解が深まりました。その後の会談の様子も、ひと言ひと言が胸に響く内容でした。この様な会に参加させて頂きまして、有り難く、またこの思いを周りの方へ伝えたいと思います。ありがとうございました。
- ・いじめについて改めて考える機会になりました。今回の気づきを周りに広めていく事が大切だと思いました。

いじめ相談件数(相談先別)の推移について

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育相談室 (相談延べ件数)	281	168	97	99	198
24時間子どもSOS窓口 (入電件数)	134	144	170	88	118
SNSを活用した相談窓口 (相談対応延べ件数)		15	32	21	11
SC 相談延べ件数	1,341	1,399	1,014	771	759
SSW 相談延べ件数	58	340	178	110	241
さわやか相談員 相談延べ件数	3,417	4,409	3,036	1,344	2,086
合計	5,231	6,475	4,527	2,433	3,413

- 教育相談室(北・堀崎・あいぱれっと・岸町・美園・岩槻)
 - ・学校生活、本人の性格や行動などについての幅広い相談を行う。
- 24時間子どもSOS窓口
 - ・夜間休日を含めて、24時間フリーダイヤルで電話相談を行う。
- SNSを活用した相談窓口
 - ・令和4年4月18日から令和5年3月30日までのうち月曜日と木曜日。一部期間は毎日実施。
 - ・対象は市立中・高等・中等教育学校の生徒。
- スクールカウンセラー
 - ・全ての市立小・中・高等・中等教育学校に配置
- スクールソーシャルワーカー
 - ・全ての市立小学校に配置。要請に応じて、市立中・高等・中等教育・特別支援学校へ派遣。
- さわやか相談員
 - ・全ての市立中・中等教育学校に配置。要請に応じて、小学校へ派遣。

「不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）」状況報告

1 実施状況

(1) 会場説明会人数参加人数 単位：人

	4月15日(金)	4月20日(水)	4月25日(月)	9月8日(木)	合計
参加人数	22	27	22	30	101

(2) 申込者数（10月24日現在） 単位：人

	小学校	中学校	合計
4月	18	27	45
5月	9	15	24
6月	8	19	27
7月	7	4	11
8月	1	9	10
9月	10	23	33
10月	5	15	20
合計	58	112	170

(内訳) 単位：人

小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
0	3	6	6	22	21	58

中1	中2	中3	合計
31	48	33	112

(3) オンラインホームルーム延べ参加状況（9月30日ㄹ） 単位：人

	5月	6月	7月	8月	9月	合計
小学校	98	551	445	169	643	1906
中学校	242	893	648	265	1297	3345
合計	340	1444	1093	434	1940	5251

(4) オンライン授業延べ参加状況（9月30日ㄹ） 単位：人

	5月	6月	7月	8月	9月	合計
小学校	28	127	99	41	125	420
中学校	38	144	103	47	157	489
合計	66	271	202	88	282	909

2 今後の予定

11月 1日（火）子育て学習会 子ども家庭総合センター1階多目的ホール

12月23日（金）2学期保護者会 オンライン

3 参 考 资 料

さいたま市規則第171号

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第103号）第9条第7項の規定に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 ネットワークに委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 ネットワークの会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 ネットワークの庶務は、子ども未来局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員長がネットワークに諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市いじめ防止対策推進条例第9条第7項に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(会議の公開)

第3条 ネットワークの会議は、原則公開とする。ただし、ネットワークの決議により非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 ネットワークの会議の傍聴を希望する者は、会場で受け付けをし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ネットワークの会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なくネットワークの会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、ネットワークの会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、子ども未来局子ども育成部青少年育成課に置く。

附則

この要綱は制定の日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

いじめのないまちづくりネットワーク関係機関等一覧

		団体名
1	学識経験者	国立大学法人 埼玉大学
2	関係団体	埼玉弁護士会
3	関係団体	さいたま市4医師会
4	関係団体	さいたま市自治会連合会
5	関係団体	さいたま市PTA協議会
6	関係団体	青少年育成さいたま市民会議
7	関係団体	さいたま市子ども会育成連絡協議会
8	関係団体	さいたま市民生委員児童委員協議会
9	関係団体	NPO法人 こころとまなびどっとこむ
10	関係団体	公益財団法人さいたま市スポーツ協会
11	関係団体	株式会社 国大セミナー
12	関係団体	埼玉県公認心理師協会
13	関係団体	埼玉中央青年会議所
14	関係団体	さいたま商工会議所
15	関係団体	さいたま市社会福祉事業団
16	関係団体	さいたま市立小学校校長会
17	関係団体	さいたま市立中学校校長会
18	関係団体	さいたま市立高等学校校長連絡会
19	関係団体	さいたま市立特別支援学校校長代表
20	関係行政	埼玉県警察
21	関係行政	さいたま地方法務局
22	関係行政	さいたま人権擁護委員協議会
23	関係行政	さいたま市こころの健康センター
24	関係行政	さいたま市児童相談所
25	市職員	副市長
26	市職員	副教育長